

速度取締り指針

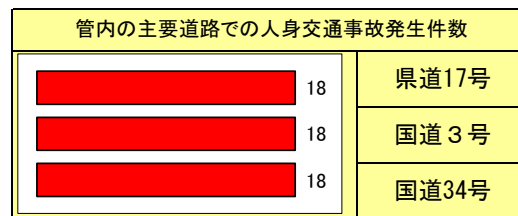
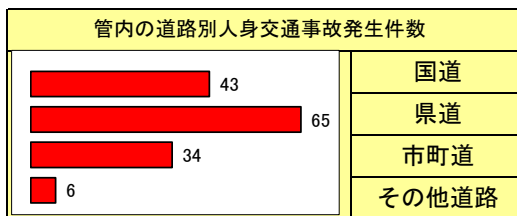
鳥栖警察署管内の速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	規制速度
国道34号	6:00 ～ 20:00	50キロ
国道3号	6:00 ～ 20:00	50キロまたは法定速度
県道17号	6:00 ～ 20:00	50キロまたは法定速度
市町道 (生活道路・通学路)	6:00 ～ 19:00	30キロ

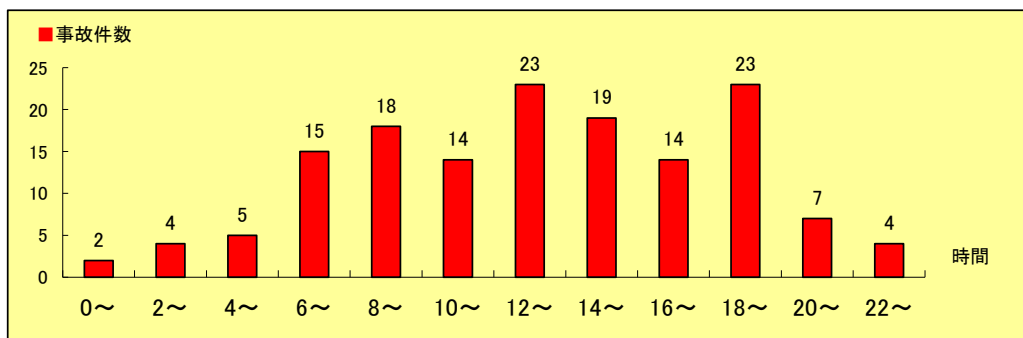
重点路線・時間帯以外であっても、交通事故防止のため、取締りを行います。

鳥栖警察署管内の交通事故実態等

1 道路・路線別の人身交通事故の発生状況(令和7年1月～令和7年6月:148件)



2 時間帯別の人身交通事故発生状況(令和7年1月～令和7年6月:148件)



- 鳥栖警察署管内では、事故全体の約30%超が国道3号、国道34号、県道17号で発生しています。
- 時間帯では、出勤・通学・帰宅の時間帯に加えて、昼間（正午過ぎ）の事故が多く発生しています。

交通事故の原因として最も多いのは「前方不注意」の69件、次いで「安全不確認」の18件となっています。

その他の交通指導取締り要点

今後も交通事故の主たる原因となり得る携帯電話使用等、横断歩行者等妨害等、信号無視等の取締りを強化し、被害軽減につながる最高速度違反、シートベルト装着義務違反等の取締りを継続します。

